

## 厚生文教委員会会議録

### 1. 開催年月日

令和5年 6月22日 開会 10時00分 閉会 11時32分

### 2. 開催場所

委員会室

### 3. 出席委員名

坊野 公 治	沖 久 教 人	柳 原 英 子	西 村 慎次郎
柳 井 一 徳	惣 台 己 吉	大 滝 文 則	佐 藤 豊

### 4. 欠席委員名

なし

### 5. その他の会議出席者

(1) 議 長 三 宅 文 雄

(2) 委員外議員 な し

(3) 説明員

副 市 長	猪 原 慎太郎	市民生活部長	久 安 伸 明
健康福祉部長	沖 津 幸 弘	市民生活部次長	毛 利 恵 子
健康福祉部次長	片 井 啓 介	芳井支所長	梶 井 克 也
美星支所長	藤 井 義 信	市 民 課 長	藤 井 隆 史
環境企画課長	朝 原 博 幸	子育て支援課長	片 山 恭 一
介護保険課長	森 川 正 康	健康医療課長	中 新 純 史
総務課参事	西 本 晴 雄	健康福祉部参事	川 上 益 史
甲南保育園長	阪 谷 佳 美	芳井保育園長	三 宅 弘 美
病院総務課長	松 山 昌 史	福祉課長補佐	藤 田 昌 巳
戸籍住民係長	片 山 麻 理		
教 育 長	伊 藤 祐二郎	教 育 次 長	唐 木 英 規
文化スポーツ課長	高 田 知 樹	生涯学習課長	多 賀 浩 恵
学校給食センター所長	立 花 計 志	生涯学習課参事	藤 井 剛
教育総務課長補佐	岡 崎 直 子	学校教育課長補佐	藤 井 優 作

(4) 事務局職員

事 務 局 長	和 田 広 志	次 長	成 智 千 恵
主 任 主 事	中 畠 大 輔		

## 6. 傍聴者

- (1) 議員 三宅孝之、多賀信祥、山下憲雄、荒木謙二、西田久志
- (2) 一般 0名
- (3) 報道 2名

## 7. 発言の概要

**委員長（坊野公治君）** ただいまから厚生文教委員会を開会いたします。

初めに、副市長のごあいさつをお願いします。

**副市長（猪原慎太郎君）** 皆さんおはようございます。

6月も下旬となっております、梅雨のさなかということで、なかなかすっきりした青空を見ることができません。毎日じめじめとした蒸し暑い不快な時期となっております。何かと体調を崩しやすい時期でもありますし、また食べ物、食中毒にも気をつけていただいて、くれぐれもお体をご自愛いただきたいと思いますと思っております。

新型コロナウイルス感染症でございますけれども、感染症法上の分類が第2類から5類へ移行されたということでありまして、法律に基づいた強制的な措置がなくなったということでございます。それこそ、岡山県におきましても全数調査というものはなくなっておりまして、定点調査ということで、2. 何人とか3. 何人とか、すごく分かりにくい数字が出ておりまして、どういう状況なのか本当よく分からないんですけれども、井原市におきまして、井原医師会のほうが独自に全数調査を行っていただいております。

5月はその調査によりますと、もうほぼ1日当たりの感染者は一桁で、一人もいない日もあったという状況でありましたけれども、6月に入りまして、今度は二桁の感染者の発生している日が目立ってきているという状況でありまして、もう確実に感染者数は増えているということが言えると思っております。

それこそ、これからまたどんどん暑くなっていきますので、空調、冷房を効かせる時期ということで、ついつい換気をしなくなる、そういったことになりまして、その結果、感染者がこれから増えていくんじゃないかといったことも報道されているところであります。もう本当、基本的な感染防止対策といいますか、換気の徹底、それから場面場面に応じた効果的なマスクの着用ですとか、手洗いといったことで感染予防に努めることが重要であろうと思っております。

平櫛田中美術館の話題でございますけれども、4月18日にリニューアルオープンをしたところでありまして、それ以降、本当、多くの方々にご来館をいただいております。昨日1万人を突破したということで、記念セレモニーをしたところでございます。それこそ、これから先、平櫛田中賞の受賞作家の特別展ですとか、来年2月には本物の鏡獅子が里帰りす

るということもあります。立派な建物、作品に負けないようにしっかり企画も充実をさせていって、今後の来館者の増につなげていきたいと思っているところであります。

そういった、本当記念すべき、昨日は1万人突破という日だったんですけども、実は、田中先生と大変深い関わりのありました、文化勲章を受章された彫刻家であります澄川喜一先生が4月9日に亡くなられたというニュースが舞い込んで参りました。澄川先生は、東京芸術大学の教授また学長までお務めになられた方でありまして、東京スカイツリーのデザインの監修も手がけておられる著名な方でありまして、長年、田中美術館の運営にもご尽力をいただいた方でありました。今後とも、本当、リニューアルオープンした平櫛田中美術館の運営について、いろんなアドバイスをさせていただきたいと思っております。大変残念に思っておりますとともに、澄川先生のご冥福を心からお祈りをしたいと思っております。

さて、本日は厚生文教委員会を開催をいただきました。皆様方におかれましては、何かとご多用の中をお繰り合わせご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日のこの委員会に付託されております案件でございますが、条例案件が2件、執行部報告事項が1件、所管事務調査事項が1件ということでございます。なお、会議システムに本定例会報告事項を登録しております。皆様方には後ほどお目通しのほうをお願いしたいと思います。本日はどうぞよろしく願いいたします。

#### 〈議長あいさつ〉

#### 〈議案第45号 井原市印鑑条例の一部を改正する条例について〉

**委員（西村慎次郎君）** この印鑑条例の改正で、改正が可決後、市としてどのような対応があるか、お伺いいたします。

**市民課長（藤井隆史君）** 現在におきましては、地方公共団体システム機構がまずシステムの改修をかけます。スケジュール的なものはちょっと今のところは示されてないんですが、スケジュールに合わせて運用を開始することとなります。今のところは、年内ぐらいの予定というところでありまして、そのあたりが示され次第、同じように対応してまいります。運用をしていきたいと考えております。

**委員（西村慎次郎君）** 市として市側のシステムの改修とかというのはないんですか。

**市民課長（藤井隆史君）** 現在のところは、市側のサーバーの改修というのはないという形で聞いております。

**委員（西村慎次郎君）** 印鑑証明とか、発行したときに多分発行履歴上に何をもって本人確認したかとかという確認履歴が残るのかなと思ったんだけど、それはシステム上、管理されてなくてということではないんですかね。

**市民課長（藤井隆史君）** 今の履歴の部分につきましては、履歴が残らないような形のプログラムを多分組んでたと思います。

**委員（西村慎次郎君）** はい、分かりました。

今度、スマートフォンで本人確認ができるようになるということで、それはコンビニでのみ利用、窓口ではそれで本人確認ができるようにはならないんですかね。

**市民課長（藤井隆史君）** 窓口におきましては今までどおりでございます。このたびの改正につきましては、コンビニで交付を受ける際には、マイナンバーカードが必要でありましたのが、その手段の追加としてスマートフォンで交付の手続きができるというものでございます。

**委員（西村慎次郎君）** はい、ありがとうございました。

今カードだと家族の分を印鑑証明、家族の分を出そうと思ったらできるんですけど、スマートフォンはもう本人のみの登録しかできない仕組みになるんですかね。

**市民課長（藤井隆史君）** マイナンバーカード、今後のスマートフォンにつきましては、あくまでも暗証番号とかを入力いたしますので、基本的には本人しか受けられないという形になると思います。

**委員（西村慎次郎君）** あと、市民への周知とかそのあたり、広報等で案内するのか、そのあたりどういう対応をされますでしょうか。

**市民課長（藤井隆史君）** 市民の方に対しての周知につきましては、運用が開始されるスケジュールを見ながら、マイナンバーカードの取得促進と、コンビニの交付の利用促進もあわせて周知をさせていただきたいと考えております。

**委員（西村慎次郎君）** これがこうなることで、職員さんの負担が増えるとかということはないでしょうか。

**市民課長（藤井隆史君）** コンビニの交付のサービスにつきましては、基本的にはまず市民の方の利便性の向上と、あわせて窓口業務の混雑の緩和を目的としておりますので、職員の作業が増えるとかということはないと考えております。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第46号 井原市災害救助条例の一部を改正する条例について〉

委員（佐藤 豊君） 説明があったということなんですけども、なかなかよく分からなかったんですけど、具体的に一部を改正する条例ですから、どこがどのように変わったのか、もう少し詳しく説明していただければと思います。

健康福祉部次長（片井啓介君） まず、別表第1項というところでございます。こちらは避難所の設置運営に係る部分でございます。こちらにつきましての1日1人当たりの維持費、こちらが330円から342円に改正というところ。

それから、同じ行の第2項でございますが、こちら応急仮設住宅の設置に要する経費でございます。建設工事費等に係るものでございまして、こちらが1戸当たり677万5,000円に改められているところでございます。

それから、次の行の第3項、こちらは炊き出し等でございますが、主食、副食費、それから、それに係る燃料費が該当いたしますが、1日1人当たりの費用が1,230円に改められます。

それから、第5項の表でございますが、こちらは被服、寝具、身の回り品、それから日用品、炊事用具や食器、こういったものに係る経費でございます。こちらがごらんのおりの表、金額に改められるというもの。

それから、第9項でございます。こちらは被災した住宅の応急修理に係る経費でございますが、まず70万6,000円と変わる部分につきましては、半壊に係るもの、それから34万3,000円に改められる部分につきましては、半壊に準ずる損害の場合の金額となっております。

それから、第10項につきましては、学用品の給与でございます。教科書、教材を含みますが、文房具、通学用品が対象となります。こちらが、小・中高校生、それぞれの金額が改められるというものでございます。

それから、第11項、こちらは埋葬に係る経費です。ひつぎでありますとか埋葬火葬費用、骨つぼ、骨箱、こういったあたりの経費でございます。21万9,100円に改められる部分は、12歳以上の大人、大人といいますけれども、こちらに係る経費。それから、1

7万5,200円は、子供、12歳未満の子供に係る経費でございます。

それから、第13項は死体の処理でございます。死体の洗浄や縫合、消毒に係る経費でございますが、こちらの金額が1体当たり5,500円、こちらは既存建物以外での一次保存の費用でございますが5,500円ということになっております。

それから、第14項は障害物の除去、こちらは居室や炊事場など、生活に欠くことのできない部分、または玄関、こういったあたりに障害物が押し寄せた場合の除去費用でございます。機械の借り上げや輸送、それから人を雇っての処理費、こういったあたりになりますけれども、1世帯当たり平均額を13万8,700円に改めるというものでございます。

**委員（佐藤 豊君）** 1日当たりの避難所が330円から340円で10円、あと仮設住宅が677万5,000円、その前は675万円の前はどのぐらいの金額だった。そういうには、ちょっと前の金額と今回改正した分との差額というのがあると思うんですけども、どのぐらい差額があるのか、その辺まで分かりますでしょうか。

**健康福祉部次長（片井啓介君）** 10ページ、これを今ごらんいただいていると思いますけれども、今の応急仮設住宅でいいますと、本文の1行目にありますけれども、同表第2項、こちらが応急仮設住宅、従前は571万4,000円であったものを677万5,000円に改めるということでございますので、その差額が上がった金額となります。

**委員（佐藤 豊君）** 分かりました。じゃあ、それだけ避難者に対しての優遇的な取組に変わったというふうに理解してよろしいということですね。分かりました、終わります。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

**委員長（坊野公治君）** 以上で議案の審査は終了いたしました。

なお、委員会報告書の作成につきましては、委員長にご一任願いたいと思います。

〈異議なし〉

〈所管事務に関する執行部からの報告〉

〈こども計画の策定について〉

**委員（西村慎次郎君）** 全庁的な取組というか、今説明は子育て支援課長でしたけども、教育委員会含めた全庁的な体制を取って井原市としては進めていきたいという理解でよろしいですか。

**子育て支援課長（片山恭一君）** 今おっしゃっていただいたように、貧困あるいは子供、若者というようなこと、少子化というようなことも含めますので、子育て支援課のみならず、教育委員会あるいは商工課、それから企画振興課、そういったところの施策にも全て関わってきますので、子ども・子育て会議のみならず、範囲を広めてそういった策定の体制もそれから予算も組み立て直す必要があると考えております。

〈なし〉

〈所管事務調査について〉

**委員長（坊野公治君）** 本日の所管事務調査事項は、井原市星の郷ふれあいセンターの一部が所管換えになっている事件についてであります。

このほか、不測の事態により緊急に所管事務調査事項として追加すべきと思われる提案がございましたらご発言願います。

〈なし〉

〈井原市星の郷ふれあいセンターの一部が所管換えになっている事件について〉

**生涯学習課長（多賀浩恵君）** それでは、ご質問に対する説明をさせていただきます。

1つ目の、事実であるかとのことではありますが、資料の1ページから4ページ、資料1が所管換えの決裁資料となっております。

井原市星の郷ふれあいセンターの付随施設であった野外ステージとその周辺の土地の一部につきまして、令和3年12月8日付で生涯学習課から美星振興課への所管換えを行っております。

2つ目の、移管に際しての使用目的等詳しい経緯について、また行政財産、普通財産の定

義についてにつきましては、資料5ページから13ページの資料2が所管換えに至った会議資料です。

星の郷ふれあいセンターの野外ステージを、美星町観光協会に指定管理を委託している星の郷アクティブヴィラ・ペンションコメットと連携させた事業に活用したいとの相談がありました。野外ステージを所管しておりました生涯学習課と美星町観光協会の事務局である美星振興課の2課で、野外ステージの活用について令和3年10月に協議を行いました。

協議の結果、野外ステージは近年では一般利用がない状況であったことから、隣接する土地の一部と併せ、美星町の交流人口の増加につながる施設として活用されることは有効であると判断をいたしました。観光を目的とした利用推進を図るためには、教育施設からは切離し美星振興課の所管とすることが適当であると考えました。教育施設から切り離したとはいえ、本市の公共用地であることは変わらないため、行政財産のまま公有財産の所管換えを行っております。

行政財産と普通財産の定義につきましては、地方自治法第238条第4項で、行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することを決定した財産をいい、普通財産とは行政財産以外の一切の公有財産をいうと定義されております。

3つ目の、星の郷ふれあいセンターは条例によると一筆であるが、条例等の改正を行うことなく一部分だけの所管換えができるのかのご質問ですが、14ページの資料3、星の里ふれあいセンターの全体図をごらんください。

条例に規定されております美星町星田2番地10は代表地番であり、星の郷ふれあいセンターとしては黒線で囲んでおります二筆から構成されております。所管換えを行った野外ステージと土地の一部は赤の斜線で示している部分で、研修室などがある建物と同一筆であります。井原市星の郷ふれあいセンター条例で使用料の設定をしていない部分でありましたので、条例改正は不要でありました。一筆の土地における一部分だけの所管換えにつきましては、県の総務部財産活用課に確認したところ問題はないとの回答いただいております。

4つ目の、議会への説明の有無については、条例改正は不要であったことから議会への説明は行っておりません。

5つ目の、これまでの利用状況についてにつきましては、星の郷ふれあいセンターは旧美星町時代の昭和63年2月に運用が始まっており、開始当初の三、四年は野外ステージを会場に就実高校の演奏会などが行われていたようですが、その後は利用実績があまりなかったと聞いております。近年においては、野外ステージと土地の一部につきましては使用料の規定がありませんので、利用について把握しにくい状況ではありますが、研修室や宿泊室を利用された方からの使用は聞いておらず、所管換えを行った令和3年12月まではふるさとま

つりなどの地域事業での資材置場や、臨時駐車場等として利用しておりました。

**委員（大滝文則君）** この件は、私がちょっとお尋ねということをお願いしました。

まず、その背景を申しますと、美星の私の隣の自治会に、ある団体が移住したというような話の中で、その来られたとこの、正式に移住かどうか分からないですけど、来られた家に子供が数人いらっしゃいましてずっと家におると。毎日家にいるということで、いろいろ問合せがありまして、ちょっとおかしいなという話が近所、周辺でありまして、その関係で、もうここで全て言いますけれども、その家にお風呂がないということで、どうもコメントさんへお風呂に入りに行つとるという話が出ました。

どういう関係かなということいろいろ調べておる中で、コメントさんの裏の場所に、どういう関係か分かりませんが、突如としてそこへグランピングをするんだという話も並行してありまして、どういうことかなと思ひまして、そこも先ほど言いましたように、基本的にはここは教育委員会管轄の星の郷ふれあいセンター条例の中の一部の部分であって、そんなことはできないだろうという話をしましたところ、その市民の方が、いやあれはもう所管換えになつとんじゃからできるんだと、我々が知らないことをその一般市民が知つとるといふことで、ちょっとおかしいなということから調査をお願いしたところですよ。

教育委員会、それから市民福祉も絡むことでございますから提案させていただいたわけですから、もっと詳しく、一つ一つこれからお尋ねしたいと思いますけども、星の郷ふれあいセンター条例の中にある、ふれあい広場というのがあると思うんですけど、ふれあい広場はどこにありますか。

**生涯学習課長（多賀浩恵君）** 合併時の美星町からの引継ぎにより、研修室、宿泊室がある建物の裏側にバーベキュー場があるんですけども、そちらをふれあい広場として利用しております。

資料の15ページのほうをごらんください。議員のしおりの平成17年版の抜粋のほうをご確認ください。合併直後のしおりになります。

そちらの写しの下から4行目に、ふれあい広場（バーベキュー場）としてありますので、合併時のすり合わせによりバーベキュー場がふれあい広場であるとの引継ぎを受けて、現在もその利用としております。

**委員（大滝文則君）** コメントさんの裏側の、さっき言われた就実なんかコンサートしとる会場についてはどういうふうな実績になっておりますか。

**生涯学習課長（多賀浩恵君）** 条例の中には使用料の規定はしていませんが、野外ステージと呼んでおります。

**委員（大滝文則君）** 野外ステージの使用料についてはないということで要らないという

ことですか。

**生涯学習課長（多賀浩恵君）** ふれあいセンター条例には規定されておられませんので、もし野外ステージを使われるということであれば、行政財産の使用申請を出して使用をしていただくようになります。

**委員（大滝文則君）** 場所の確認は取れたんですが、さきに戻りまして、条例を改正しなくてもいいから議会に報告はないということですけども、本来、この資料にありますように、いろんな利用目的を持って、根本的には変更したいんじゃないということがあることを議会はもう知らなくてもいいという認識で変更されたわけですか。

**生涯学習課長（多賀浩恵君）** 条例の改正が不要な部分であったということで、説明は行っておりませんでした。

**委員（大滝文則君）** そういうことでなしに、それが本来の行政の姿ということの認識でしとるわけでしょうか。今課長に言って、課長の前の話じゃから言ってもあれなんですけども、そのあたりをもう少し、行政の在り方としてそれが真つ当なやり方だとは到底思えませんが、副市長、どうでしょうかね、それ。

**副市長（猪原慎太郎君）** 先ほど生涯学習課長が申し上げたとおりだと私も思ってるんですけども、そこまで問題になる案件とその当時思っておりませんでした。当然条例の中に位置づけがしてあって、その使用料徴収の規定とかということがあれば、その条例改正をしないといけないということになれば、当然その議案ということになりますので、必然的に説明ということになりますけれども、その当時、この移管換えをしたときに、私も決裁文書をつけています。私も決裁をした一人でありますけれども、そのときその決裁文書を見て、これは議会に説明したほうがいいというふうに、私はその当時、すいませんけど思いませんでした。これが正直なところです。

**委員（大滝文則君）** 星の郷ふれあいセンター条例のこの2番地10一筆でなっと思いうんです。その一筆の一部を所管換えすることを、財政課は問題ないと言われましたけども、いろんな想定をしながら慎重に行政というものはやっていかないといけんと思いうんです。例えば、今、僕がさっき言いましたそのコメントさんの関係で、その団体が、あるホームページでコメントさんを本部にするとか、本部であるとかというホームページも作られている。今削除されましたけど、削除されて次の形になっていますけど、その方が来られた団体の、3月頃に高知のほうから来られてるんですけども、その後に出されたホームページには、常にコメントさんが書かれています。

イベントや見学の際は村長の●●さんが経営しているお店であり、アースビレッジ本部拠点ともなっているペンションコメントに宿泊できます。これがある部分ですし、それから、

もう一方では、●●さんの計らいにより星空ペンションコメントにアースビレッジ価格で泊まれますと。そういった、ホームページというか、要するにSNSで世界発信できるわけですから、一旦出たら取り消そうともなかなかそういう、あれは間違いだったんじゃないということにはならないと思うんです。

こういう事実がある案件でございますので聞いたわけですが、コメントさんと一体となって、その後ろのほうへ、グランピング、もう既に書いてありますけども、そのグランピングの話も我々は知らなかった、市民の方が、ちょっとこういう話があるんだという話がなされました。

そのあたりの、職員がどういうふうな、市民の方と交渉しとるのかも含めて、議会には説明せんでもよかったんじゃない、市民には話しとるんじゃないということにはならないかと思うんですけども、そのあたりの解釈については、いま一度、こうじゃから話さんでもええんじゃないということをお示しいただきたいと思います。

**副市長（猪原慎太郎君）** 私さっき申し上げた、その当時の話ですと、令和3年でしたか、移管換えしたときでありますけれども、そのときの認識として、特に説明する必要性は感じなかったということでもあります。今、大滝委員さんのほうからいろんなお話、そういった話をお聞きをしておりますけれども、私も今そこまで、ほとんど初耳のような話も今実はあったわけですが、要は行政財産ということでもありますので、しっかり管理をしなくちゃいけないものであることは間違いありませんし、そういった疑念を抱くような使用をされているということが事実であるならば、しっかりそこは指導していかなくちゃいけないと思いますし、しっかり監督すべきことだと思っております。

**委員（大滝文則君）** そのときには、そういう認識はなかったということですけども、その当時からグランピングという、資料にありますグランピングもその想定したという考えを用意したり、想定があるということが、議会の多分議員の人は誰も知らないと思うんです。なぜその一般の市民がそれを知ったかということがまた一つ疑問なことがある。そういった疑念が生じるようなことを役所としてすべきかどうかといたら、やっぱりしないほうがいいんじゃないかというような感じを持つとるので言ってる。

それからもう一点、この件につきまして、よく分からない団体、もうホームページに出ますから名前を出してもいいと思いますけども、本部もそのコメントさんの隣にあるんです、本部が。コメントさんの隣にあるというような事実があります、このような法人登記書にも載っておりますから、そういう中で、やっぱり美星の人が非常に不安感を持つとるのは事実です。

だから、今現状では、それが法的に違法行為ということだから駄目というのじゃなしに、

見えないものに対する不安がありまして、そういえばもう土地も建物も、ある部分ではもう貸すまあやという動きが、その団体に限らず、ほかの人にも波及が出て、口コミで広がって、もうちょっと土地も建物も貸すまあやというような動きも、水面下というか、静かに浸透しとると。それは決してよくないことじゃと思うんです。やっぱりもう純粋に美星へ来ていろんな活動したいという人からすると、非常にハードルになってくるんで。やはりこういうリスクを生じないような行政のシステムというのか、対応していただきたいということもありまして、僕は何人かの職員に話しております、この話は。だから、当然その幹部として情報が共有されとると思って話をしておったわけですけども、今日初耳だということでもありますので、今後よくそういうことを研究、検討しながら、リスクの少ないようにしていただかなければいけないと思うので、その辺はちょっとまたしっかり研究して見ていただきたいと思います。

それから次に、先ほど行政財産のままでそのグランピングというのがありましたけども、行政財産の、今まで観光へも使えるという、基本的にはその行政財産の条例にある目的というのがあると思うんです。目的に沿ったものなら使えるかも分からないけど、目的外使用は行政財産はできないと思うんですけども、それについての解釈をお願いします。

**副市長（猪原慎太郎君）** 担当部局がおりませんので私のほうから、十分な説明ができるかは分かりませんが、説明させていただきたいと思います。

行政財産、簡単に言いますと、要は目的がある財産が行政財産であると解釈をしております。要はその観光振興といいますか、そういう目的としての行政財産ということであれば、それ以外の目的に対して使うことは当然できません。ただ、例外中の例外として、行政財産の目的外使用というのがありますけれども、でもそれは影響がない範囲においての必要最小限の範囲ということですので、原則的にはその定められた行政目的以外には使うことはできないと思っております。

**委員（大滝文則君）** そのとおりだと思います。基本的には行政財産の目的、要するに教育委員会管轄のものを、それに使われるのはやっぱりちょっと解釈が拡大解釈過ぎると。解釈でそれがあってはいけないということじゃないかと思うんです。

これちょっと僕、この前憎まれっ子世にはばかるという話をしましたけど、ちょっと全部言いますと、これちょうど2年ほど前、1年半ほど前といいますと、執行部でコメントさんでワーケーションの補助金を出してから、何人か来てもらって、それからJALと提携して観光事業に結びつけようという中で、コメントさんの後ろでその今の広い広場で星降るレストランとかなんとかというのをやりまして、その広場、より非常にそういう有効的に使えたということへ、市長さんも事業の関係もあつたんでしょうけども、行って若い女性、ギャ

ル、学生なんかと食事を一緒に共にされていたというようなところから、これはある方の話、行かれていた市民の話ですが、僕は全然知りませんが、行かれていて、そういう延長線にこの件があるんじゃないかというようなことを言われとった市民の方がいらっしやいました。

ですから、そういうこともちょっと疑念を生じることになるので、物事を進めていくときには、先ほど言ったように、やっぱり手順をしっかり追って話をしていかないと、そういう疑念にプラスこういう問題が起きて、全部同じようなグループが、それこそ関係してくるといことでは、やっぱり市政に対する信頼が損なわれると思います。

それにまた付随して言いますと、もうこれはこの団体の顧問という役員にアルカダイヤモンドの社長も入ってってです。いろんなことが連携して、それこそ、それはもうホームページやユーチューブで全部発信されてますからこれは事実として話しておりますけども、そういった関係もありますし、今どこまで進んでるかもしれませんけども、仮にそういう話があったときには、そういった市民の不安、住民の不安とか、そういうことが全くないように、しっかりと、大勢職員さんいらっしやるので、調査しながら物事を進めていただきたいのと、我々も、それこそ住民の代表として議会へ出とるわけであって、知らないうちにそういうことが進んでということ自体も非常に不本意ですし、今後それこそ、このものの在り方については、また何かの形にすると思いますけども、そういった疑念が生じないように今後進めていただきたいなということは思っておりますし、本来の在り方からすると、今の条例を改正せずに財政課はできるんだという、そういう解釈で物事を進めるのではなしに、やっぱり王道で物事を進めていただきたいと思うんですけども、そのあたりはどうでしょうか。

**副市長（猪原慎太郎君）**　王道でというか、どうなんでしょうね、その財政課の解釈という話もありましたけれども、例えば、場所、要は一つの筆のこの部分、要するに分筆までしっかりして、場所を確定した上でということをおっしゃられているんだろうと思います。もちろんそれが一番ベストの状態だろうと思います。そこを職員はそこを目指すべきだろうと思いますけれども、ここのこのふれあいセンターの案件だけではなくて、結果的に分筆までできずに、その代わり当事者間ではしっかり場所の特定ができている場合においては、分筆までしなくて、一部分という形で契約をした案件もほかにもたくさんあります。たくさんあるからいいということ言ってるのではなくて、もちろんそのベストな状態を目指すべきだとは思いますが、今後もこういった分筆までせずに、図面上でこの部分、もちろん現場でもお互いで合意をした上での契約ということはすることも出てくるだろうとは思ってますけれども、おっしゃられるように、一番いい状況を目指すべきだろうとは思っています。

**委員（大滝文則君）**　この2番地10の野外ステージ、空き地①、②、③とも面積まで書

いてあります。これは面積を書いているということは、測量されとんかなというふうに思うんですけども、そうせんと書けませんから、そのあたりについても、ちょっと今日は全て言いませんけども、ここまであるんなら、先ほど言うたように分筆して、とにかく所管換えするんじゃないかと思うようなことをきちっと手順を踏んで物事を進めるべきじゃないかと思うんです。

それをせずに、基本的には解釈でそういうふうに使えるようにするんじゃないというのは、やっぱり行政の在り方とすれば非常にいびつなものだと言わざるを得ない。それによって、先ほど言うたような団体との関わり、そのときは想定しないと言いながらも、お互いは分らないですから、結びつきが既にあったのかも分からないし、だけど、この団体の登記がちょうどその今所管換えになった直前ぐらいです。どこでそのどういう関係があって、美星へ来られた、本部を持ってこられたのか分らないんですけども、想像とすれば、そういうふうと思わざるを得ないような足跡があるということもあるので、やっぱり、さっき言うたように、王道といいましょうか、やっぱり手順を踏んで議会へしっかり出して、議会の承認を得ながら進めていくほうが、市民にとっても信頼感からするといいんじゃないかという話をしてるので、そのあたりは、今後のことで、今決定するのが決まるとるわけじゃないんですから、そのあたりはしっかりと見ながら、進めてというか、対応していただきたい。

私の周辺の住民の方が非常に不安に思われてるんです。それだけはここでそれこそ、述べさせていただきますけども、非常に、ちょっとこの今資料を見させていただきますと、僕、議長をしとっても、知らなかったですけど、多分ほかの議員も誰も知らないと思いますけど、知ったとすればそれはまた異常な話です。

そんな点も含めて、ちょっと今後の対応について、最後にすみません。今後の対応について、在り方についてどういうふうな考え方を持たれるか、ちょっと今の話を聞いてというのを教えてください。

**副市長（猪原慎太郎君）** コメントの前にある移管換えをした行政財産の活用方法に対する今後のということによろしいですか。

行政財産ということでありまして。観光目的の行政財産ということでありまして、その目的に沿った活用をしなければいけないと思っております。先ほど生涯学習課長の説明の中にもありましたけれども、美星町の交流人口の増加につながる施設として有効に活用するということでありまして、ペンションコメントは井原市の施設でありまして、要は宿泊所があります。そこを生かしたいろんなイベントなり普通の業務をされる。その業務は、要は指定管理としてお願いしている業務でありますので、その範疇であるのであれば構わないと思いますけれども、先ほど大滝議員さんおっしゃったような、まるで美星町観光協会とは関係

のない団体が好き放題に活用するとか、そういった活用はできないものと思いますし、そういったことがないように、しっかり監視していくべきだと思います。

**委員（大滝文則君）** ちょっと繰り返しますと、ここへグランピング等とありますけれども、マルシェはその日だけですけれども、グランピングは設置するものでしょうから、そういった構築物が設置してということがどういうふうな可能性でできるのかというのをちょっともう一度お願いします。このグランピング等というのはどういうことか。

**副市長（猪原慎太郎君）** すみません、ちょっと分からないんですけど、何を聞かれているのか、ちょっとすみません。

**委員（大滝文則君）** 3ページ。対象地を教育委員会から美星振興課へ所管換えを行うという中で、用途にグランピング等というのがあります。

**美星振興課長（藤井義信君）** まずグランピング等ということですが、グランピング以外ではコメントに宿泊された方が、あそこ芝生もありますので、星空を寝転がってみたりとか、そういうことも具体的に聞いてますけれども。また車も入れるようになってますので、星空保護区認定を受けた後、利用者増も見込まれる。また、小さなイベントなんかも開催することができる。そういうことで等としている。

**委員（大滝文則君）** いや、そういうことじゃなしに、グランピング等というのは、グランピングと何とかということでしょう。今の話だとグランピングは全く関係ないことになってくる。グランピング等というのは、グランピングと何とかでしょうから、そのあたりについて、この変更点についてもう少し詳しい説明をお願いしますということです。

**美星振興課長（藤井義信君）** みません。グランピング以外での活用ではなくてということですか。

**委員（大滝文則君）** グランピング等というのは、等というのはなどですから、グランピングプラスこれというものがあるんじゃないでしょうかと聞いてるんです。

**美星振興課長（藤井義信君）** 繰り返しになるかも知れませんが、グランピング以外では、星空を見る場、コーヒーを飲んだりする場、また駐車場としての利用、そういった意味での等ということでもあります。

**委員（大滝文則君）** ということは、グランピングはもう一つの第一優先順位としてあるというふうに認識をしたらいいですか、この変更点には。

**美星振興課長（藤井義信君）** グランピングはもうしないというところでの観光協会との話もできておりますので、それ以外での活用を想定している。

**委員（大滝文則君）** この時点では、なぜグランピング等というのが入ったんですか。

**美星振興課長（藤井義信君）** そのときには、どういう活用ができるかということで、実

際にグランピングするという話は美星振興課でも聞いてませんし、グランピング、そういったことでの活用もできるというところの話です。

**委員（大滝文則君）** 活用ができるといたら、それを想定してこの書類を作ったとしか思えないんですよ。今その観光協会等もグランピングはないという話になったという、その話も知りませんが、このできたときのこの資料についてちょっと今聞いてるんで、グランピングプラス何とかということでしょうから、なぜそのグランピングというところがこの時点で出たのかということ、その背景をお聞きしとるんです。

**美星振興課長（藤井義信君）** こちらのほうも観光協会が指定管理に入ってます。観光協会の中で事業者を選定しているわけでありますが、その中でグランピングが決まったということじゃないというふうに美星振興課では認識しておりますが、使える用途として考えられるものの一つとしてグランピングというのが、これがさきに決まったものではないというふうに認識しております。

**委員（大滝文則君）** 繰り返しになりますけど、市民の方からいろんな不信感を持たれないような行政の在り方を進めていただきたいなど。仮にさっきから言われたことを行うとすれば、やはり基本的には分筆して、その部分はこういうふうにするんだということを示してからやったほうが理解が得られやすいし、私が聞いたある市民の方というのは、もう観光協会がそのコメットさんの裏側は指定管理をもうされとるんじゃという話をされたんです。だから問題なんじゃという話からスタートして、そんなことはないだろうということからいろいろ調査していた経緯の話なんですけども、なぜそういう話がといたら、多分その指定管理というか、例えば管理委託と指定管理の違いも分からないでしょうし、あそこはそういうふうで、それを目的で所管換えしたんじゃという認識の中で、そういうふうな話をされたのか分からないんですけども、そういった疑念が生じない、その人は信じとったわけでしょうけども、そういうことのないようにしてもらわないと、どういう、これも先ほど紹介したことも含めて、やはりそういう事実が出てくるといろんな想像というか、皆さん思いの中で不安がより増大してくることになるので、そのあたりはより慎重に運営していただきたいと思うし、生涯学習課長、もうその当時の課長でないのだからこういうことを言っても、こっちに聞いたほうがええんじやろうけども、そういうわけにはいかんでしょうから、そこも職員にやらせるんでなしに、副市長、やっぱりそれは決裁した者としてしっかりとその辺は責任を持っていただきたいと。

この前でも水道の件も、それでも、本来それこそ検証なり決裁しなければいけないことができてなかったということもありますけども、このたびの件でもそうですけども、ちょっと拡大解釈がひど過ぎます。そのあたりはもう少し市民目線になって、市民のそれこそ幸せと

はどうあるべきかということを考えながらやっていただかないと、ある一方では、幸せの実感できるまちづくりと言いながら不安いっぱいですから、今、美星町のある部分は。そのあたりをちょっと、それこそしっかりと、このことも含めて調査していただいて、そういうことが払拭できるような対応をしていただきたいということを申し上げておきます。

私ばかりですけども、終わります。

#### 〈なし〉

**委員長（坊野公治君）** 本件については終わります。

ここで執行部の方にはご退席願いたいと思いますが、何かございましたらお願いいたします。

**副市長（猪原慎太郎君）** 終わりに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、慎重にご審議をいただきまして誠にありがとうございました。

今議会を通じていただいております様々なご意見、ご要望、ご提言につきましては、今後の市政に反映していきたいと思っております。本日は誠にありがとうございました。

**委員長（坊野公治君）** 執行部の皆さんには大変ご苦勞さまでした。

#### 〈執行部退席〉

**委員長（坊野公治君）** 引き続き所管事務調査事項の、井原市星の郷ふれあいセンターの一部が所管換えになっている事件について、今後の進め方を委員の皆さんにご協議いただきたいと思います。

例えば、このたびで終わるのか、またこれを継続的に調査するべきなのか、その辺のご意見をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

**委員（大滝文則君）** 支所長のほうがもうグランピングはないとの観光協会としてという話をされましたけども、そういうことも確認しながら、今後の推移を見守って、また必要とあればまた提案させていただきますので、本日限りでいいんじゃないかと思っておりますけども。

**委員長（坊野公治君）** 今大滝委員のほうから、経過を注視はするけれども、この調査事項については今回で終了というご意見がありました。

**委員（佐藤 豊君）** 今大滝委員が言われたように、次回、議会のときに報告をしていただくということで、今回で所管事務調査としてはもう終わりでもいいと思っております。

〈なし〉

委員長（坊野公治君） これについては今回は終わりとし、経過については議会として注視していくということで決定してよろしいでしょうか。

〈異議なし〉

委員長（坊野公治君） 以上で所管事務調査事項については終わります。

〈閉会中の継続調査について〉

委員長（坊野公治君） 次に、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

突発的な事件や行政視察に対応できるよう、閉会中も継続して調査を行えるよう、別紙のとおり所管事務調査事項を決定し、同様の内容で閉会中の継続調査申出書を議長に提出したいと思っております。

〈異議なし〉

〈今期委員会での所管事務調査の進め方について〉

委員長（坊野公治君） 次に、今期委員会での所管事務調査の進め方について皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。

開会日に開催いたしました委員会においても説明いたしましたが、近年の常任委員会においては、年間または委員会の任期の2年間を通じて所管事務調査を実施することも多くなってきております。そうした中、先日の委員会で所管事務調査の進め方、継続して実施する所管事務調査について、本日の委員会において委員の皆様方から意見を聞くこととしておりました。

その際、委員の皆様には、委員会所管事務調査履歴を会議システムに登録しご案内しております。こういった資料も参考にしながら、継続しての所管事務調査の実施や調査実施後の所管事務調査結果の報告、政策提言など、所管事務調査の進め方について皆さんのご意見をお伺いと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

何か気になるテーマとか、そういったものがあれば所管事務調査として進めたいという計画も立てられますが、いかがでしょうか。

**委員（柳井一徳君）** 私も個人的にもちょっと質問してみたいなと思っていたのが、前に佐藤議員が一般質問されたんですが、食品ロスという問題が今非常に出てきていると思うんです。その中でプラスチックごみ等々も含めてごみ対策、ここら辺も高月の焼却場も移転するのも含めて、調査というのはどんなかなと思うんですが。

**委員長（坊野公治君）** ただいま柳井委員のほうから食品ロスも含めたごみ対策、プラスチックごみも含めたごみ対策について調査してはどうかというご意見が出ましたが、いかがでしょうか。またほかに何かございますでしょうか。

**委員（大滝文則君）** ちょっとここで早々に決めるのは難しいと思うんで、そういう思いというのを提案書として幾つか挙げてもらって、柳井委員、それから委員長、副委員長含めて幾つか提案書を上げてもらって、その中で協議していくということでしたほうがいいんじゃないかと。今日早々に決まるものではないのかなというような気もしますけど。それに合わせてできれば、視察等々もその延長線にあればいいのかなという気もしますので。

**委員長（坊野公治君）** 内容によっては、例えば、次が9月議会になるので、9月議会、12月議会、継続してやらなければいけないような、例えば以前やってた学童保育の件で各場所を視察するとか、そういった件だとなかなか1回では終わらないと思うんですが、今柳井委員が言われた件に関しては、例えば次の議会でこれについて調査研究するという方法もあると思いますので、この件については、また柳井委員もこのご提案があるようでしたら文書にして提出していただければ、また私と副委員長と事務局のほうで協議いたしたいと思えますし、またほかの委員の皆様方にも、今日ちょっとなかなか難しそうですので、またそういった調査していくべきことがあれば、そういったことを提案していただきたいと思えます。

この件については、そういったことを皆様方をお願いするという形で、今日はここまでいたしたいと思えます。

**委員（西村慎次郎君）** ちょっと思ってることというか、内容はいいんですけど、思ってるのは、今日、マイナンバーカードが普及率が高まってきてるんで、これをどう市民サービスの向上につなげていくとか、職員さんの負担軽減とか、その辺、井原市の独自性をどう出していくかというのはあるのかなと思って、そういったところを調査してもいいのかなというのが思ったのと、この後ある提案でもあった産科が近隣になくなってきているということで、市民病院の在り方っていう大きいテーマですけど、そういうのを研究してもいいのかなと、ふと思いましたというレベルです。また具体案はもうちょっと書けるような提案をさせ

ていただきます。

**委員（佐藤 豊君）** すみません。僕もぱつと言ったんですけど、地域スポーツクラブの地域移行のことも、先進的なところも全国を探せばあるんじゃないかと思うんです。やっぱりその先進的なところはどのように現実化するような取組で今の現状があるのか、やっぱりそういうことも参考にして、やっぱり本市の教育委員会にも提案とかアドバイスするとかというようなことも、議会として積極的にしないと、なかなかこの地域移行という問題は難しい問題だというふうに思うんで、その辺もあってもいいんじゃないかというふうには思っています。

**委員長（坊野公治君）** ただいま西村副議長、また佐藤委員のほうからご提案も出ましたので、私は、ふと思ったのは、例えばこの辺なんか視察に絡めても面白いのかなというようなことも思いますので、またその辺、委員の皆様方には所管事務としてしっかりと取り上げたいと思いますので、そういったことの提案書というか、その辺を提出していただけたらなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

#### 〈議会への提案について〉

〈2件について、執行部の考えを聞いた後、委員会の回答を協議することに決定。〉

#### 〈その他〉

##### 〈行政視察について〉

〈日程について10月に実施する予定とし、視察内容等については、テーマ・視察先の候補を各委員から次回の委員会までに提出することとした。〉

#### 〈議長あいさつ〉

**委員長（坊野公治君）** 以上で厚生文教委員会を閉会いたします。大変ご苦勞さまでした。